

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案の概要

1. 趣旨

中央環境審議会の「石綿の飛散防止対策の更なる強化について（中間答申）」（以下「答申」という。）を受け、石綿の飛散を防止する対策の強化を図り、人の健康に係る被害を防止するため、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 58 号。以下「改正法」という。）が平成 25 年 6 月 21 日に公布され、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「法」という。）について以下の事項が改正された。

- （１）特定工事の実施の届出義務者の変更
- （２）解体等工事の受注者への事前調査、調査結果の説明や掲示の義務付け
- （３）都道府県知事等による立入検査等の対象拡大

本政令案は、改正法の施行に伴い、大気汚染防止法施行令（以下「施行令」という。）の改正を行うものである。

2. 改正案の概要

施行令について、以下のとおり改正する。

- （１） 報告及び検査について（改正法による改正後の法（以下「新法」という。）第 26 条第 1 項関係）

施行令第 12 条第 7 項を以下の内容に改める。

- ・ 環境大臣又は都道府県知事は、解体等工事の発注者に対し、新法第 18 条の 15 第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる事項、同条第 3 項の環境省令で定める事項及び新法第 18 条の 17 第 1 項の規定による調査について報告を求めることができることとする。
- ・ 環境大臣又は都道府県知事は、解体等工事の受注者に対し、新法第 18 条の 17 第 1 項の規定による調査について報告を求めることができることとする。
- ・ 環境大臣又は都道府県知事は、自主施工者に対し、新法第 18 条の 15 第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる事項、同条第 3 項の環境省令で定める事項及び新法第 18 条の 17 第 3 項の規定による調査について報告を求めることができることとする。
- ・ 環境大臣又は都道府県知事は、その職員に、解体等工事に係る建築物等又は解体等工事の現場に立ち入り、解体等工事に係る建築物等、解体等工事により生じた廃棄物その他の物及び関係帳簿書類について検査させることができることとする。
- ・ 環境大臣又は都道府県知事は、その職員に、特定工事に係る建築物等又は特定工事の現場に立ち入り、特定工事に係る建築物等、特定粉じん排出等作業に使用される機械器具及び資材（特定粉じん排出等作業の排出又は飛散を抑制するためのものを含む。）並びに関係帳簿書類について検査させることができることとする。

- （２） その他所要の規定の整理を行う。

3. 施行日

改正法の施行の日（予定）